

IPトランスフォーメーション（2）

～新たな知的創造サイクルの構築に向けて～

令和7年2月

知的財産戦略推進事務局

前回の議論の振り返り

○第2回構想委員会において、アジェンダ 1. 及び 2. を議論。今次会合では、3. を中心にご議論いただく予定。

1. 知財戦略の振り返りと今後の方向性

2. イノベーション拠点としての競争力強化

- 創造人材の強化・ダイバーシティの実現
- 知財無形資産投資の促進
- 国際的求心力のある知財制度・システムの実現

3. AIの利活用による知的創造サイクルの加速化

1. AIの利活用による知的創造サイクルの加速化

AIの利活用による知的創造サイクルの加速化

目指す姿

- AIの利活用推進による生産性向上・創造活動の迅速化。
- 日本に「強み」がある分野でのAI開発の促進とこれによる価値の創造。
- 獲得した経済価値の創造活動への再投資
→（人口減少下にあっても）強靱な知的創造サイクルの構築。

課題と「対応強化」の方向性

□ クリエイター・権利者の懸念（※）

□ AIを利用した発明創作等の知財制度・運用上の考え方の明確化（※）

□ 生成AIの利用に慎重な傾向

<クリエイター・権利者の懸念への対応>

- ・「AI時代の知的財産検討会」における考え方の普及・啓発の促進。
- ・ライセンス市場の形成に向けた課題への対応。

<AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方>

- ・発明創作に貢献した生成AIの開発者の地位の明確化に関する検討。

<AI利用による知的創造サイクルの加速化>

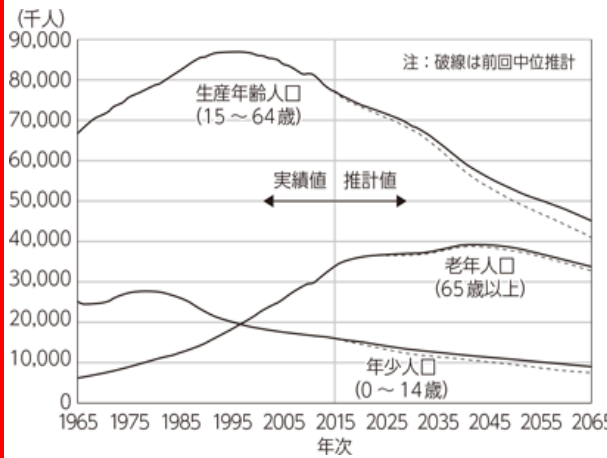
- ・知的創造活動への積極的な活用の推進

※については、「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」の方向性を踏まえ、更なる検討を実施。

将来的には以下の環境変化も起きると想定

①イノベーション人材の減少

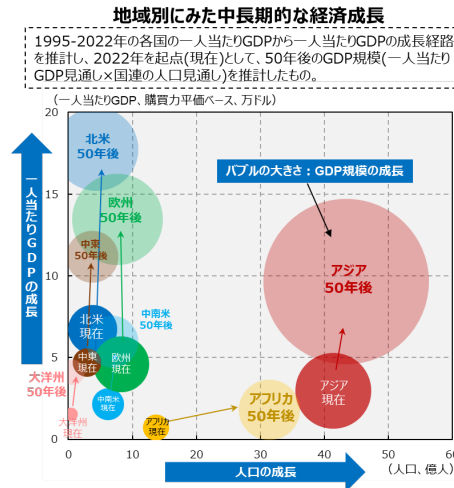
人口減少に伴いイノベーション人材（知財創造人材）も減少見込み



出典：総務省「情報通信白書 令和3年版」

②グローバル市場の成長

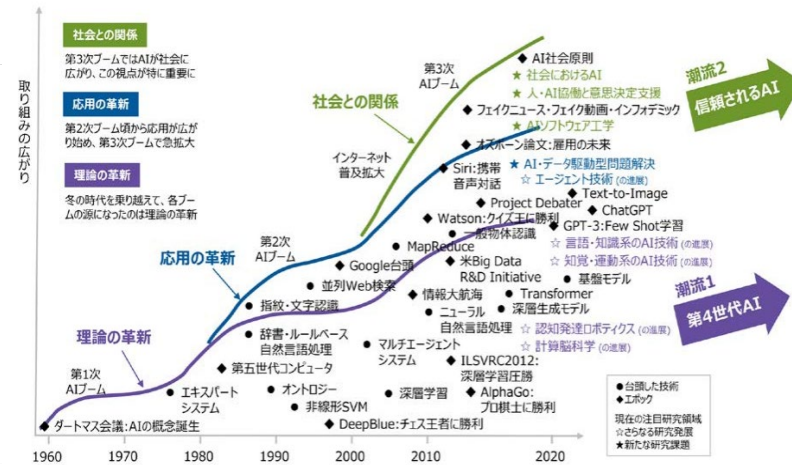
国内市場は頭打ちとなる一方、グローバル市場は引き続き成長



出典：経済産業省「通商白書2024」概要版（2024年7月）

③革新技術の進展

AI技術の急速な進展と社会経済システムへの大きな変革が見込まれる



出典：科学技術振興機構研究開発戦略センター「人工知能研究の新潮流2」（2023年7月）

日本の競争力の現状と将来の環境変化（上記）を踏まえた今後の知財戦略の方向性

日本の競争力の現状

グローバル化の遅れ

デジタル化の遅れ

コンテンツ・CJの発展

将来の環境変化

イノベーション人材減少

グローバル市場の成長

革新技術(AI)の進展

- ・イノベーションをリードするには国内のみでの対応はもはや限界。
グローバル知的資本の積極的誘引（含 人材・拠点）、AIの積極活用等を前提に新たな知的創造サイクルを検討
- ・コンテンツ/CJ関連産業の発展に伴い向上する**日本の国家ブランドや魅力**を、日本の貴重な知的資本として再認識し、グローバル知的資本の誘引にフル活用

AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ

構成

※AI技術の更なる進歩など、様々な前提の変化によって変わり得るところであるが、必要に応じて行う各所管省庁での更なる検討・議論にも資するよう、とりまとめたものである。

I. はじめに

1. 背景
2. 現状（①生成AIの動向、②生成AI技術の概要、③生成AIをめぐる国際的動向）
3. 検討課題（⇒検討課題Ⅰ及び検討課題Ⅱ）

II. 基本的視点

1. 産業競争力強化の視点
2. AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点
3. 国際的視点

III. 検討課題Ⅰ（生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について）

1. 法的ルール（①著作権法との関係、②著作権法以外の知的財産法との関係）
2. 技術による対応
3. 契約による対応（対価還元の在り方）
4. その他個別課題（⇒知的財産法の視点から）
（①労力・作風の保護、②声の保護、③デジタルアーカイブ、④ディープフェイク）
5. 横断的見地からの検討



IV. 検討課題Ⅱ（AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について）

1. AIを利用した発明の取扱いの在り方
2. AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

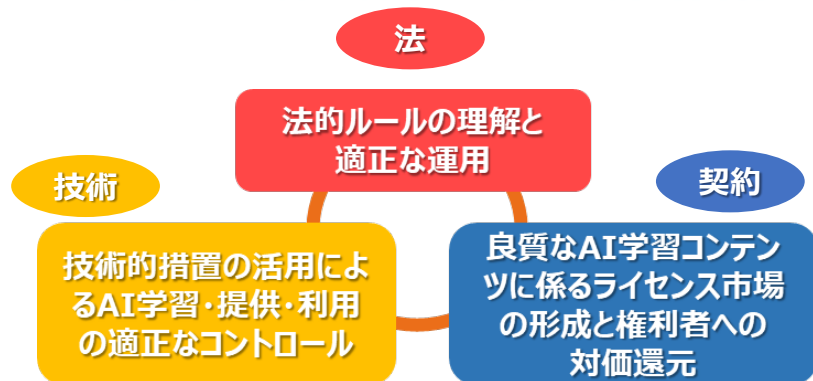
- V. おわりに（知財とAIガバナンスの観点を踏まえたエコシステムの実現に向けて、関係省庁連携による周知啓発やAI事業者等の各主体による取組促進への期待）

1. ①生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について

「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」(2024年5月) が示す考え方

生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

法・技術・契約の各手段は相互補完関係



AIガバナンスの議論との連動

生成AIに対する懸念は、必ずしも知財法が保護対象として明記していないものの利用・生成に関する懸念（労力・作風等）等も、複合的に関わる

懸念等への対応策は、安全性、公平性、透明性といったAIガバナンスの取組の中で、**生成AIに関わる幅広い関係者が、法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組むことが必要**

AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現

コンテンツ創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながる好循環

【取組例】

AI開発者

- 良質なデータを用いた学習
(⇒ 可能な場合において、機械学習用データのライセンス市場を通じたデータ収集と対価還元)
- 知財侵害物の出力を防止する技術的措置の採用

AI提供者

AI利用者 (業務利用者)

- 信頼できる生成AIサービスか否かの確認
- AI提供者が意図した範囲内で適正利用

権利者

- 知財・AIの基礎理解とデータの適正管理
- 必要に応じ、相談窓口の活用

業務外利用者 (一般利用者)

- 生成物の個人的・家庭内での使用

最近の動き①（AIと知的財産権）

最近の主な動き

<政府>

- **AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、生成AIに関わる幅広い関係者による主体的な取組を促進**
 - 【文化庁】「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」を公表（令和6年7月）
関係当事者間における（AIと著作権に関する関係者ネットワーク）コミュニケーションの実施（令和6年4月～：5回開催済み）
 - 【総務省・経産省】「AI事業者ガイドライン（第1.01版）」の公表（令和6年11月）
 - 【内閣府】AI時代の知的財産権検討会中間とりまとめについて、「権利者のための手引き」を公表（令和6年11月）
- **知財法所管省庁における知財法と生成AIとの関係性の明確化等に向けた継続的な対応**
 - 【経産省等】肖像や声等の利用と不正競争防止法等との関係につき、考え方を整理中
 - 【特許庁】AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について、調査事業を実施しつつ、幅広く論点を整理し、制度的措置も視野に入れながら審議会で検討開始（令和7年1月）
生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応について、調査事業を実施しつつ、制度的措置も視野に入れながら審議会で検討開始（令和6年12月）

<民間>

- 声優等の音声データを管理及びデータの追跡、透明性の確保を実現するための団体として、日本音声AI学習データ認証サービス機構（AILAS）が設立（令和6年6月）（<https://ailas.or.jp/>）
- 画像ストックのピクスタ株式会社ほか、学習対象データを扱う日米独の計7社が、生成AI開発の学習に使用した素材の権利者が適正な報酬を受け取れる事業モデルを広めること等を目標に団体（「データセット・プロバイダーズ・アライアンス（DPA）」）を立ち上げたことを発表（令和6年7月）（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC012J50R00C24A7000000/>）
- 株式会社CREAVEが、顔認証や画像認識AI等の学習用データに使用可能な画像データの提供を行うサービスを開始（令和6年8月）（[https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000108.000023052.html](https://prt看mes.jp/main/html/rd/p/000000108.000023052.html)）

最近の動き②（AIと知的財産権）

最近の主な動き

<民間（続き）>

- 多言語化したAI音声の世界展開に向けて青二プロダクションとAI音声プラットフォームサービスを提供するCoeFont社がパートナーシップを締結（多言語化したAI音声を作成し、音声アシスタント、ロボット・音声ナビゲーション搭載製品などへ提供すること）（令和6年10月）
(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/0000000089.000078329.html>)
- 協同組合日本俳優連合等の3団体が音声生成AIへの声の無断学習やAI生成物の音声を使用する際に事前に許諾を求める等の声明を会見発表（令和6年11月）
(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241113/k10014637041000.html>)
- Visual Bank株式会社は、傘下の株式会社アマナイメージズを通じて東洋経済新報社とデータパートナーシップ契約を締結し、東洋経済新報社の有するテキスト等の大規模データを、Visual Bankが提供するAI学習用データセット開発サービスを通じて、AI学習用途に対して販売開始（令和6年11月）
(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/0000000030.000108024.html>)
- 日本新聞協会が、学習データにおける実効性ある対価還元措置の必要性等を求める意見を公表（令和6年12月）
(https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/241218_15644.html)

<海外>

- 米国上院議員が、著作権者が自らの著作物が許諾なくAI学習に使用されたかを判断できるようにするため、サピーナを通じてAI学習データにアクセスすることを認める法案（TRAIN Act/ SB 5379）を提出（令和6年11月）
(<https://www.nbcnews.com/tech/senate-bill-transparency-ai-developers-rcna181724>)
- YouTube社は、クリエイター及び権利保有者に対し、第三者のAIへの学習に自身のコンテンツを許可するか否かを選択できる機能を導入することを発表。（令和6年12月）
(<https://support.google.com/youtube/thread/313682974/>)
- 韓国では韓国の地上波放送局3社が韓国のインターネットサービス企業NAVER社に対し、ニュース記事を無断で使用したとして、著作権侵害及び不正競争防止法違反による損害賠償請求等を求める訴訟を提起（令和7年1月）
(<https://news.yahoo.co.jp/articles/80f7a64f96d84fbc51d1c4bac7f7ff363c3799c7>)

海外で開発された生成AIと知的財産法の関係について

1. 生成AIの学習及び生成・利用行為と知的財産法との関係（日本の場合）

- 日本の知的財産法との関係において、**AI学習**での著作物等の利用は、**原則として許諾不要**であるが、例えば、**以下の場合、規制対象（許諾が必要）**。
 - ・ **AI学習用に整理されたデータベース著作物**を利用した場合は、著作権者の許諾が必要（著作権法）
 - ・ 利用の目的・態様について契約で制限された**営業秘密や限定提供データの不正取得・不正使用等**は規制対象（不正競争防止法）
 - ➡ ただし、AI事業者により学習データ等の開示がなされない場合は、違反行為の有無の判断が困難。
- **AI生成物の利用**が、知的財産権の侵害となる場合、**AI利用者が直接の責任主体**。
 - ➡ ただし、AI事業者について侵害責任を問い得る場合がある。

2. 海外で開発された生成AIと日本の知的財産法との関係

- 知的財産権法は、**属地主義**が基本（法の適用・効力は、制定された領域内でのみ認められる）
 - ➡ 日本国内における行為（学習・利用）については、日本の知的財産法が適用。
- AI学習に伴う国外における利用行為については、**現地法の規律**。
ただし、**営業秘密侵害罪は、国外犯も処罰対象**（不正競争防止法21条8項）。
（「・・・日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。」）
 - ⇔ ● **秘密保持義務のない生成AIからの情報漏えい**に関しては、秘密管理性がなく不可罰。
 - **経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」（令和6年2月改訂）**では、生成AI等の利用にあたっては、社外に情報が流出・公開等されてしまう可能性があるものの利用を組織として避けること等、AIによる情報漏えいのリスクについて注意喚起。
- 規約違反等による取得の場合は債務不履行違反等の可能性。

今後の検討課題（ライセンス市場の形成）

- AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、具体的な動きも見られる一方で、依然として課題が存在するとの指摘もある。
- 特に、**「良質なAI学習コンテンツに係るライセンス市場の形成と権利者への対価還元」について、如何に実効性ある形で進めていくことができるか。**

- 「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現にあたって、AI事業者による情報開示が進んでいない点が課題となっているとの指摘が存在。
- これによって、①（自己のデータが利用されているかが不明であるため）ライセンスによる対価還元の機会が得られないほか、②AIの利用者側としても訴訟リスク（個人情報、限定提供データの流用、海賊版コンテンツの利用）等に鑑み利活用を躊躇するといった影響が生じている可能性。

 仮に、情報開示が進んでいないことが、ライセンス市場形成やAIの利活用を阻む要因となっている場合には、**AI事業者による開示や認証など、透明性の確保を促す仕組みの検討が必要か。**

（参考1）EU AI法（Artificial Intelligence Act）（2024年5月）

汎用目的AIモデルのプロバイダについて、テンプレートに従い、使用したAI学習データに関する十分に詳細なサマリーの作成・公開を義務付け（53条）

（参考2）総務省・経産省「AI事業者ガイドライン（第1.01版）」（2024年11月）

「共通の指針」において、「透明性」（①検証可能性の確保、②関連するステークホルダーへの情報提供、③合理的かつ誠実な対応、④関連するステークホルダーへの説明可能性・解釈可能性の向上）等を明記

1. ②AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について

「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024年5月）での方向性

1. AIを利用した発明の取扱いの在り方

発明者 = 発明の技術的特徴部分の具体化に**創作的に関与した者**

- 現時点では、AI自身が自律的に創作活動を行う段階であるかは定かではなく、**AIを自然人が利用した発明創作活動が一般的**
- この場合、特許法の運用においては、AIを利用した自然人について、**従来の発明者認定の考え方（発明の特徴的部分に関与した度合いに応じて発明者を認定する考え方）**が適用できると考えられる

2. AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

進歩性の判断 = 先行技術に基づき、技術常識や技術水準を総合的に考慮して当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理付けができるか否かを検討

- AI技術の存在を踏まえつつ、**これまでの運用に従い**、幅広い分野でのAIの活用について**技術常識や技術水準を的確に把握した上でそれを考慮することにより**、適切な進歩性の判断を行うことができると考えられる

今後も、AI技術の進展や、今後の国際動向等を踏まえながら、必要に応じて、特許庁は関係省庁とも連携の上、適切な発明の保護の在り方の検討が必要

また、特許審査プロセスにおけるAIの積極的な活用による審査の効率化や質の向上に加え、発明等の創造・保護・活用の各過程におけるAI技術の活用（例えば、特許性の検討等の出願や権利化をサポートするAIサービスの開発・利用等）を通じたイノベーションの創出についても、AI技術の進展の状況を踏まえて検討が必要である（なお、意匠についても同様である）

AIを利用した発明の取扱いに関する直近の動向

【主要動向（裁判）】

- 米国在住のAI研究者により、DABUSと称するAIを発明者として記載した特許出願（「DABUS出願」）が多数の国・地域（米国等）になされた。＜参考資料①＞
- 現状、ほとんどの国・地域ではAIには発明者としての権利能力が認められていないため、日本を含む多くの国・地域においてAIを発明者とする出願を却下。我が国でも、2025年に知財高裁判決において出願却下処分が支持されている。＜参考資料②＞

【主要動向（政策）】

- **米国では**、2024年2月13日付で、AIの支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表。USPTO（米国特許商標庁）は、当ガイダンスにあわせて、AIの支援を受けた発明の発明者適格について、2つの事例を公表し、具体的な事例に即した上記ガイダンスの考え方の適用関係を示した。＜参考資料③＞
- **WIPOでは**、2024年、政策立案者にAIイノベーションの現状を理解し、AIの自律化が進む未来を考えるための枠組みを提供することを目的として、ツールキット（「Getting the innovation ecosystem ready for AI」）を公開。AI発明について、AIの支援を受けた発明、AIを組み込んだ発明、AIが自律的に生成した発明等様々な使い分けがある中で、各々について、ガイダンス等を提供することを提案。＜参考資料④＞
- **日本特許庁においても**、2024年11月より、特許制度小委員会及び意匠制度小委員会を開催し、AIに係る論点につき、幅広く論点を整理し、今後審議を進める予定。

(参考資料①) DABUS出願に関する国際的状況

■ DABUS出願に関する各国での審査・裁判の状況（2025年1月時点）

	最終審	控訴審	第一審	審査段階
米 ×	- 連邦最高裁 2023年4月24日に裁量上訴不受理	- 連邦巡回区控訴裁判所（CAFC） 2022年8月5日 控訴棄却	- バージニア東部連邦地裁 2021年9月2日 上訴棄却	2019年12月17日に請願却下 - 請願部、翌年2月17日再検討拒否
EPO ×	2021年12月21日に審判部の口頭手続で審判請求を棄却	—	—	2019年11月に口頭手続で拒絶 2020年1月28日理由公表
英 ×	2023年12月20日に最高裁が上告棄却	- 控訴院 2021年9月21日 控訴棄却	- 特許裁判所 2020年9月21日 上訴棄却	2019年12月4日に却下
独 ×	2024年6月11日に連邦通常裁判所にて上訴棄却	- 連邦特許裁判所 2021年11月に上訴棄却	—	2020年3月25日に却下
韓 ×		- ソウル高等裁判所 2024年5月16日 控訴棄却	- ソウル行政裁判所 2023年6月30日 上訴棄却	2022年9月28日無効処分
南ア ○	—	—	—	2021年7月28日に登録 - 発明者は「DABUS」
豪 ×	2022年11月14日に最高裁が審理拒否	- 連邦裁判所 2022年4月13日に連邦裁判所の合議法廷で棄却	2021年7月30日に差し戻し（認める）	2021年2月9日に却下

出典： <https://artificialinventor.com/>、 <https://www.taiyo-nk.co.jp/dabus/dabus05.html> を元に作成

(参考資料②) 日本におけるDABUS事件の最新状況 (1)

- 原告は、出願時に発明者の氏名の欄に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した国内書面を提出。
- 特許庁は、発明者の氏名として自然人の氏名を記載するよう補正を命じたものの、原告が補正をしなかったため、発明者は自然人に限るとして出願を却下。
- それに対して、原告は出願却下処分が違法であると主張して、同処分の取消しを求めて提訴。
- ダバス事件の第一審判決では、「発明者」は、自然人に限られるものと解するのが相当と判示して、原告の請求を棄却した。一方、立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが期待されている点にも付言。
- 本事件の第二審（控訴審）判決では、特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られると解するのが相当として、原判決を支持した。また、AI発明に特許権を付与するか否かについては、AI発明が社会に及ぼす様々な影響についての広汎かつ慎重な議論を踏まえた、立法化のための議論が必要な問題として、改めて言及した。

(参考資料②) 日本におけるDABUS事件の最新状況 (2)

ダバス事件第一審判決の判旨

(令和5年(行ウ)第5001号 出願却下処分取消請求事件)

- 特許法に規定する「発明者」は、自然人に限られるものと解するのが相当である。
- 特許法にいう「発明者」が自然人に限られる旨の前記判断は、上記実務上の懸念までも直ちに否定するものではなく、原告の主張内容及び弁論の全趣旨に鑑みると、まずは我が国で立法論としてA I 発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、A I 発明に関する産業政策上の重要性に鑑み、特に期待されているものであることを、最後に改めて付言する。

ダバス事件第二審（控訴審）判決の判旨

(令和6年(行コ)第10006号 出願却下処分取消請求控訴事件)

- 同法（注：特許法）に基づき特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られると解するのが相当である。
- AI発明に特許権を付与するか否かは、…、AI発明が社会に及ぼす様々な影響についての広汎かつ慎重な議論を踏まえた、立法化のための議論が必要な問題であって、現行法の解釈論によって対応することは困難である。

(参考資料③) 米国でのガイダンスの概要

- USPTOは、2024年2月、AIの支援を受けた発明の取扱いについて明確化を図るための出願者等及びUSPTO審査官向けガイダンスを発行。
- 当該ガイダンスでは、出願人・USPTO審査官が、AIの支援を受けた発明における自然人の貢献が顕著であるかどうか判断する際に役立つように以下の指針が示され、指針が審査においてどのように扱われるかを説明する2つの事例が提供された。

指針

- ① 自然人が発明の創作にAIを使用したからといって、発明者としての貢献が否定されるわけではない。
- ② AIに問題を提起しただけの自然人は、AIの出力から特定される発明の適切な発明者ではない可能性がある。しかし、AIから特定の解決策を引き出す方法が顕著な貢献となる可能性がある。
- ③ 発明を実施に移行しただけでは顕著な貢献とはいえない。したがって、AIの出力を発明として認識・評価するだけの自然人は、特に、その出力の特性や有用性が当業者にとって明らかである場合には、必ずしも発明者であるとはいえない。
- ④ 状況によっては、特定の解決策を引き出すために特定の問題を考慮してAIを設計、構築または訓練する自然人が発明者になる可能性がある。
- ⑤ 単に発明に使用されるAIを所有または監督する者は発明者とはいえない。

- 当該ガイダンスに対する意見募集も並行して行われ、FAQの中で、当該ガイダンスはAIの支援を受けた発明に対してより高い発明者適格の基準を設けるものではなく、発明に対する人の貢献度に基づいて発明者適格が判断されることなどが再確認された。（2025年1月）

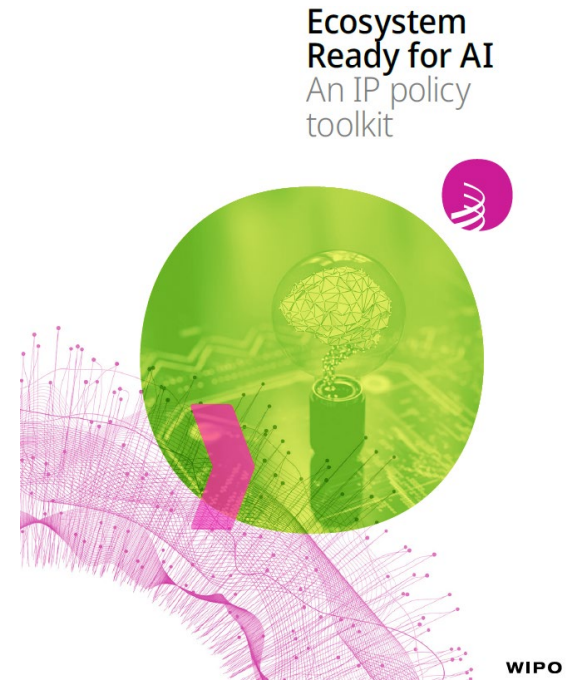
出典：JETRO NY 知的財産部（2024年2月13日、2025年1月20日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2024/20240213.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2025/20250118.pdf

(参考資料④) WIPOによるIPポリシーツールキット

- WIPOは、2024年、政策立案者にAIイノベーションの現状を理解し、AIの自律化が進む未来を考えるための枠組みを提供することを目的としてツールキット（「Getting the innovation ecosystem ready for AI」）を公開。
- 「AI発明」については、①新AIモデル、②AIの支援を受けた発明、③AIを組み込んだ発明、④AIが自律的に生成した発明、といった種別があることを踏まえ、それぞれについてのガイダンス等を提供することを提案。
- AIの支援を受けた発明において、AIが発明の着想に大きく貢献した場合の発明者として、発明に係る課題を特定し、出力を選択したAIモデルの利用者、AIモデルの開発者、または学習データの提供者が選択肢として挙げられると示した。
- AIが自律的に生成した発明については、発明者適格性の位置付けの在り方について、現状維持も含めていくつかの方策を提案するとともに、検討は慎重さを必要としつつも、技術の急速な進化スピードを踏まえた対応の必要性に言及するとともに、政策立案者が様々な選択肢を検討するに当たっては、発明者の経済的インセンティブと社会の公益のバランスという特許制度の目的を思い起こすことが助けになるとしている。



出典：Getting the innovation ecosystem ready for AI (2024年)
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-2003-en-getting-the-innovation-ecosystem-ready-for-ai.pdf>

今後の検討課題（AI利用発明に関する検討）

（※特許制度小委員会においても検討中）

- AIの自律発明は、技術的な動向に鑑み、依然として将来課題である一方、AIを利用した発明創作活動については、既に、研究開発活動の中で、生じているところ。
- 発明創作活動に対するAI開発者等の関与も増えていくことが予測される中、特許制度上、その貢献を如何に評価するか、我が国においても検討を深め、結論を得るべきではないか。

【検討の方向性】

＜従来の発明者認定の考え方＞

- 発明者は、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者。具体的には、技術課題の認識、解決手段の探索、候補手段の検証といった発明創作の各要素において、技術的特徴部分の具体化に如何に創作的に関与したか、が評価のポイントとされる。

＜今後の発明者認定の検討視点の在り方＞

□ 視点①：イノベーション推進の観点

- AI開発者等に、技術的特徴部分の具体化への創作的関与を前提に、AI利用発明における「発明者」としての地位を認める方向性は、①我が国のAIツールの技術開発の後押し（＝AI開発者へのインセンティブ）となると共に、②先行発明として公開されることによる更なるAI開発の促進（＝業界全体の底上げ）に寄与することが想定され、また、③AIの積極活用はイノベーション人材減少に対する課題解決の鍵となるか、どうか。

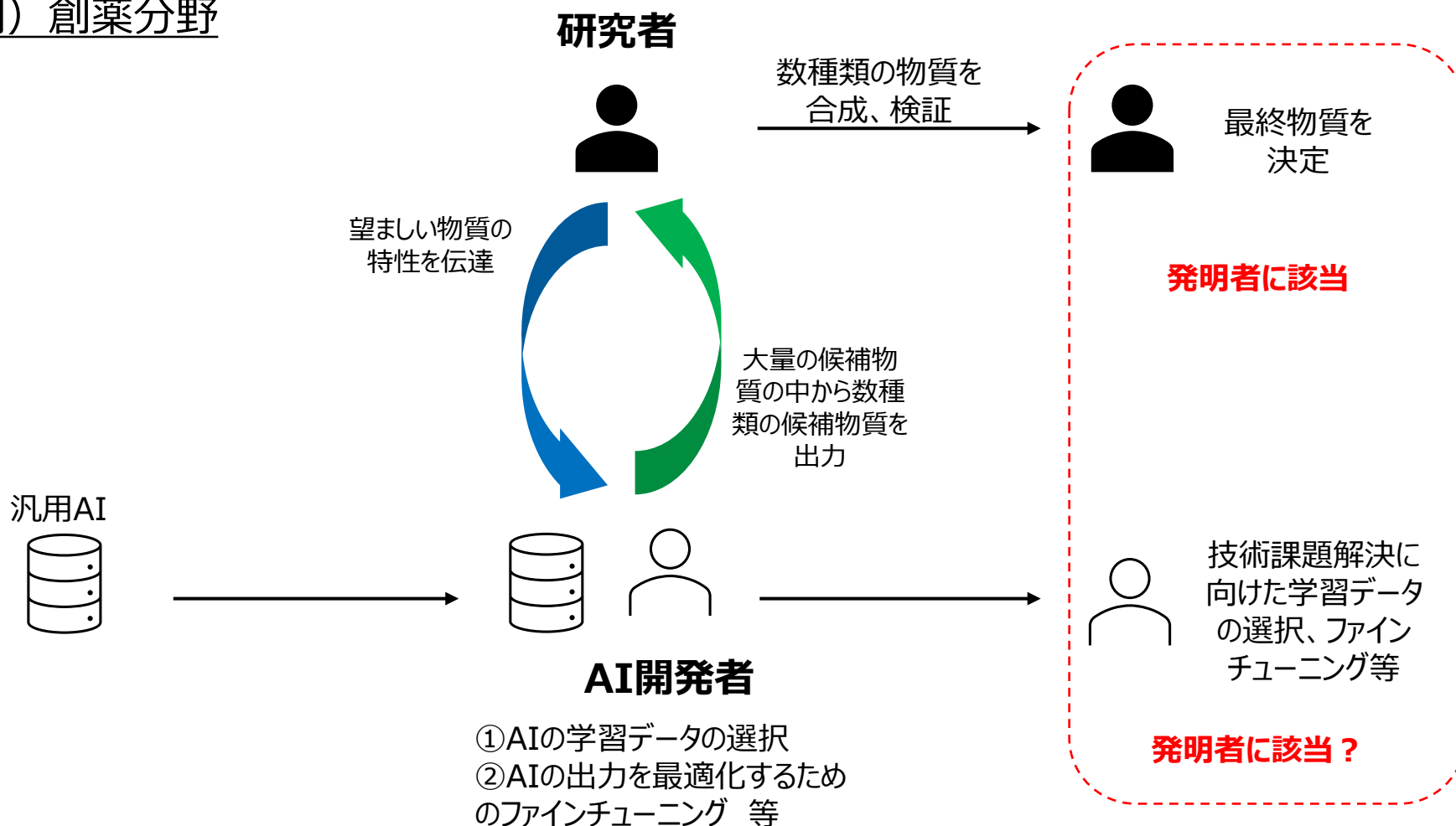
□ 視点②：AI利用発明における発明者の定義

- 今後、生成AIを利用した発明の特許出願する場合、当該発明の発明者については、使用した生成AIの開発者（例えば、学習データの選択、ファインチューニングを行った者等）や利用者（プロンプトを入力した者等）、発明の効果を確認した者が含まれ得るか否か、また含まれる場合の類型や判断手法などの検討が必要ではないか。

(参考) AI利用発明に関する検討

- 生成AIを利用した発明の特許出願する場合、当該発明の発明者については、使用した生成AIの開発者（例えば、学習データの選択、ファインチューニングを行った者等）が含まれ得るか否か。また、含まれ得る場合の類型や判断手法などの検討が必要か。

(例) 創薬分野



1. ③AI利用による知的創造サイクルの加速化

知財の創造・保護・活用におけるAIの利活用イメージ

- AIの利活用により、知財の創造・保護・活用のサイクルが更に加速する可能性。
- AI利活用が期待される領域の特定や課題の把握が求められる。

創造

Sim-to-Real

シミュレーション×強化学習
自動運転、ロボティクス

マテリアルズ・インフォマティクス・AI創薬

材料開発を高効率化
疾患原因分子の探索

オープンイノベーション促進

異業種連携アイデア創出
産学連携コーディネート

AIとの共同発明

AIサイエンティスト
プロンプトエンジニアリング

保護

審査高度化AI

特許特化型AIモデル
秘匿情報分析基盤

民間分野での活用

分類作成・付与、再解析
観点指定要約、先行技術調査

グローバル知財調査

グローバルDB横断検索
調査業務の効率化

侵害監視・検知

リアルタイム模倣品監視
特許侵害検知

活用

IP価値評価

市場データ×技術情報
AI知財価値算定モデル

IPファイナンス

知財評価融資・投資
知財権デリバティブ化

IPランドスケープ

知財経営戦略支援
M&A・事業承継支援

IPマッチング

未活用特許マッチング
知財マーケットプレイス

AI利活用による知的創造サイクルの加速化

AI技術の開発状況及び利活用事例

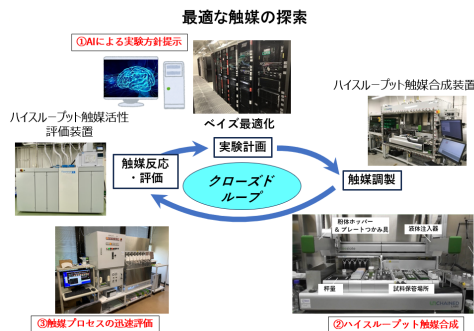
AI基盤モデルの開発状況

- 2024年10月、Anthropic社が新たに発表したAIモデルとして、「Claude 3.5 Sonnet」と「Claude 3.5 Haiku」という2つのモデルがリリース。
<https://www.anthropic.com/claude/sonnet>
- 米Googleは2024年12月、AIモデル「Gemini」の新バージョン「Gemini 2.0」を発表。
<https://blog.google/technology/google-deepmind/google-gemini-ai-update-december-2024/#ceo-message>

研究活動におけるAI利活用事例

- 2024 年8月、Sakana AIは、「LLMを使って、研究開発プロセスそのものの自動化する」技術（「The AI Scientist」）を開発。
<https://sakana.ai/ai-scientist-jp/>

- 産総研は、バイオエタノールからブタジエンを合成するための高活性触媒を、自動実験とAI技術を組み合わせたプロセスインフォマティクスにより高速自律探索するシステムを構築。



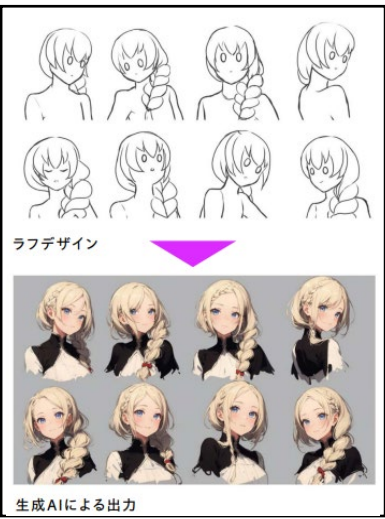
- NECとNEC Bio B.V.は、独自の生成AI技術を活用してがん細胞由来抗原に対して高い反応性を示すTCR配列を予測する生成AIモデルを開発。
https://jpn.nec.com/press/202411/20241107_01.html

知財サービスにおけるAI利活用事例

- AI Samuraiでは自動で特許調査を行う検索ツール、発明内容を文書で入力することで自動で特許文書を作成する特許文書作成ツールなどのAI機能を活用したサービスを提供。
<https://aisamurai.co.jp/aisamuraione/>



コンテンツ産業におけるAI利活用事例



〔(株)K&Kデザイン、(株)タジク〕

生成AIの利活用例
ラフデザインからキャラクターを自動生成する際に生成AIを利用

対応策
ラフデザインやスケッチなど自らが著作権を有する画像をベースに生成AIを利活用したり、AI生成物としての画像をさらに加工したりすることで、著作権の侵害の可能性を低減

（出典）経済産業省「コンテンツ制作のための生成AI利活用ガイドブック」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/content/s/ai_guidebook_set.pdf

2. データ利活用

知的財産とデータに関するこれまでの検討

知的財産の役割と範囲の拡大

- 近年のAIをはじめとするデジタル技術の発展、社会のDX化の進展に伴い、知的財産の役割と範囲が拡大。狭義の知的財産権に加えて、AI開発のエンジンとも言い得るデータを含む広義の知的財産への対応が必要な時代に。
- 上記状況変化を踏まえ、2017年の「新たな情報財検討委員会」において、価値あるデータの保護のあり方を検討。保護と利活用のバランスの観点、利活用の推進を第一とする観点から、契約による保護を原則としつつ、不正流通を防ぐ観点から、不正競争防止法に新たな類型（「限定提供データ」）を創設する対応を図った。



知的財産の範囲の拡大

2017年「新たな情報財検討委員会」（知財事務局）

①AI関連データの利活用促進

学習用データの提供・提示行為について、新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定を手当 ⇒ **著作権法改正（30条の4）**

②データに関する不正競争行為の抑止

価値のあるデータを安心して提供・利用できる環境整備に向け、データに関する不正競争行為を創設 ⇒ **不競法改正（限定提供データ）**

③データ利活用促進に向けた契約の支援

データ利活用促進に向け契約の高度化を提言 ⇒ **AI・データの利用に関する 契約ガイドライン**

2023年「PFにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス」（デジ庁・知財事務局）

包括的データ戦略の実現に向け、データ利活用の促進に向け、利用者の不安を払拭する**PF上のデータ取扱いルール**の考え方をガイダンスで整備

【機械学習を用いたAIの生成過程のイメージ】



出典：「新たな情報財検討委員会報告書の概要」（2017年3月、内閣府知的財産戦略推進事務局）

対応の方向性（データ）

- EUでのデータ利活用に係る法制度整備の動きを踏まえ、政府部内でもデータ利活用推進に係る基本方針策定の動き。
- 知財戦略の中でも、企業価値の源泉としてデータを含む無形資産の可視化を進め投資を促進するとともに、標準分野での取組の推進を図っていく。

＜①データを含む知財・無形資産の可視化と投資促進＞

- データは、「現代の石油」とも呼ばれ、企業価値の源泉として重要な情報財。企業においても、企業価値の源泉としてデータを捉え、研究開発費・知財とあわせて、可視化を進める必要がある。
- 直近では、国連が、GDP算出の基準ともなる国民経済計算（SNA）の国際基準を改訂し、データが生み出す価値をできるだけ捕捉しようとする動きも。

＜②標準戦略でのデータ連携等の推進＞

- 今年春に策定する国家標準戦略においても、AI・データは重要領域候補の1つ。
- 特に、データ連携においては、既に、ISOやIEEEで、データの真正性や連携基盤に係る標準ルール形成の動きが民間レベルで進展しつつあるところ、当該分野におけるルール形成を日本が主導することによって、データ利活用の推進に貢献することができる分野。
- 今後策定する国家戦略の下、官民でルール形成を主導していくための具体的な方策を検討。

(参考) データ利活用に関する政府部内の直近の取組

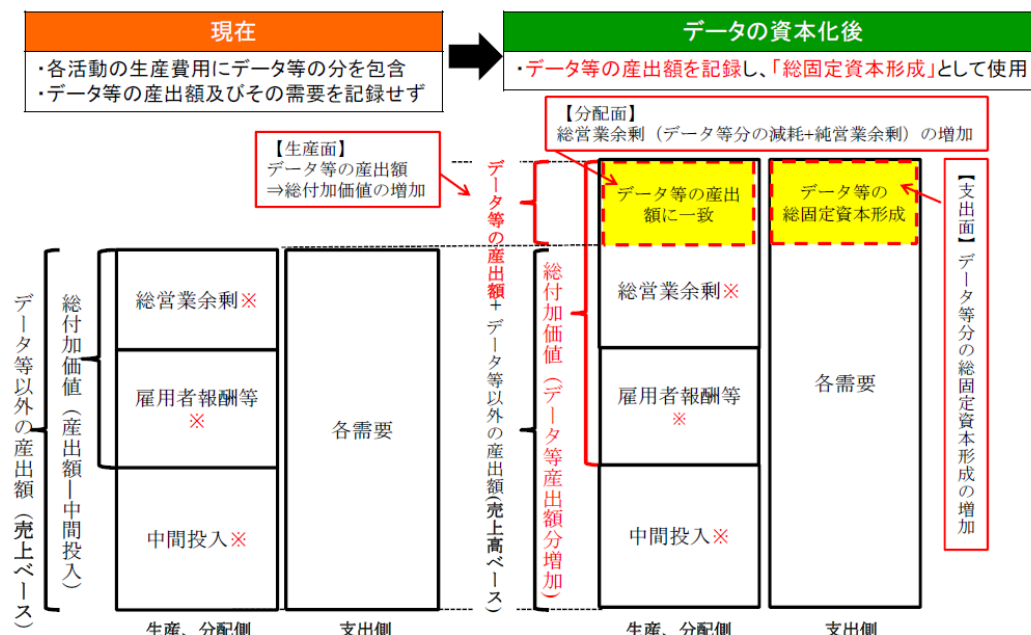
- 昨年11月の「デジタル行財政改革会議」において、EU等において、個人情報保護法制と統合的な形で、医療、金融、産業等の分野でデータ利活用に係る制度の整備が急速に進展していること等も踏まえ、デジタル行財政改革会議の下で、2025年夏を目途に、我が国のデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定する方向性が示された。
- 同方針に基づき、昨年12月に「データ利活用制度・システム検討会」が設置され基本的な方針策定に向けた議論が開始。**個人情報保護、消費者保護、競争促進、知的財産保護、サイバーセキュリティなど関連する様々な政策を俯瞰する形で、利活用促進の在り方を検討するとの方向性**が示されている。

	データ関係		競争政策関係	AI関係	サイバーセキュリティ関係
	データ保護の法的強化 各分野におけるデータ利活用に影響	データ利活用の法的強化 ①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用）等でのルール整備が進展 ※GDPRと統合的な形でEHDS法等は整備			
EU	GDPR (2016)	データスペース構想 (2020) 国や組織を超えてデータを連携できる空間に関するルールや仕組みを整備する構想。ヘルスケア、産業・製造等の9分野を指定 データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府のデータ共有促進 データ法 (2023) 民間の非個人データ (IoT等) の共有促進 EHDS法 (医療・2024) ・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ(仮名化・匿名化済)の第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務 PSD3 (金融決済・検討中) 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正 ※PSD2は2015に成立	デジタル市場法 (2022) 競争可能で公正な市場の確保	デジタルサービス法 (2022) 消費者と企業へ安全なオンライン環境を創出 EU AI法 (2024) 人間中心のAI開発政策の具体化	サイバーレジリエンス法 (2024) デジタル要素を含む製品への水平的なサイバーセキュリティ要件の整備
日本	個人情報保護法	日本では、一部の対応※にとどまる。 ※次世代医療基盤法・銀行法等	PF透明化法 電気通信事業法等で一部対応 スマホ競争促進法	検討中	サイバーセキュリティ基本法をはじめ、各種ガイドライン等で対応 (IoTセキュリティ適合性評価制度 (JC-STAR) ※2025.3制度開始予定)

(参考) 国連による「国民経済計算 (SNA)」改訂の動き

- 国連統計委員会では、2025年に国民経済計算の新しい国際基準 (2025SNA) の採択が目指されている。
- 前回、2008SNA採択以降、経済のデジタル化が大きく進展したことを受け、各種経済活動において、データが重要な生産要素となっており、2025SNAの策定に向けては「データを固定資本として記録する」方向で検討が進められている (こうした動きを受けて、現在、政府部内で対応方針 (推計方法等) を検討中)。
 ※なお、前回、2008SNA策定時に、知的財産生産物の導入 (研究開発 (R&D) の資産計上等) については、基準に盛り込まれている。

GDPへの影響のイメージ図 (データ及びデータベースの自社用)



※対象となる「データ」の定義

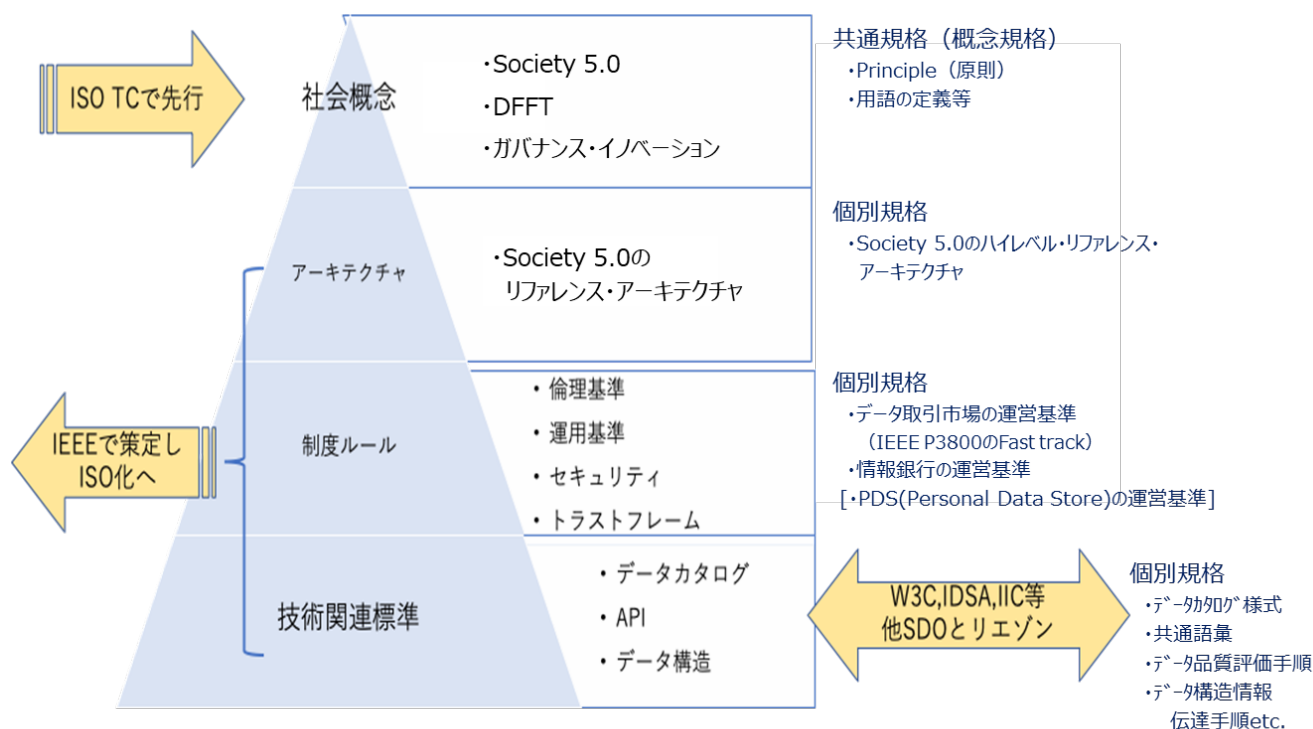
『現象にアクセスし、観察し、これらの現象の情報要素をデジタル形式で記録、整理、保存することによって生成される情報コンテンツであり、生産活動に使用した場合に経済的利益をもたらすもの』

“information content that is produced by accessing and observing phenomena; and recording, organizing and storing information elements from these phenomena in a digital format and that provides an economic benefit when used in productive activities”

(参考) データに係る標準のルール形成の動き

- 一般社団法人データ社会推進協議会では、データ連携推進の観点から、技術関連標準、制度ルール、アーキテクチャなどのレイヤーで、IEEE等で、ISOやIECでの規格化を想定した標準化活動に取り組んでいる。
- データに係る国際的な標準化の動向に乗り遅れた場合には、我が国の保有するデータ等の有効活用が困難になるリスクがあるため、国際標準に係る国家戦略においても、当該分野の標準化を推進していく方向で検討。

(参考) 一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）における国際標準化戦略



DTA 戦略的標準化方策の提言（2018年度 総務省、経産省調査事業成果）の図を一部変更・追記

3. 本⽇ご意見いただきたい点

本日ご意見いただきたい点

＜制度・システムの対応の方向性について＞

- AIと知的財産権を巡る制度・システム上の対応について、以下論点について、どのような方向性での対応が望ましいか。また、検討を行うにあたっての留意点等あるか。
 1. AI開発者側の学習用データの情報開示が進んでいないことが、適切なライセンス市場の形成を阻み、又は生成AIの利活用を躊躇させる要因との指摘もあるが、どうか。その場合、AI事業者側に、情報開示等による透明性の確保を促すための仕組みの検討が求められるか。（→11頁、参照）
 2. ①我が国のAI開発者へのインセンティブ、②AI開発の促進、③イノベーション人材減少に対する課題解決等の視点から、発明の技術的特徴部分の具体化への創作的関与を前提に、AI開発者への権利付与の在り方等、AI利用発明の発明者の定義を検討することは、イノベーション推進に資するものであるか。（→20頁、参照）
- 国際的なAI・知財を巡る議論の潮流や、AI技術の進展等を踏まえて、上記論点以外に、知財戦略の下で、検討を行うべき課題事項はあるか。

＜新たな知的創造サイクルの構築におけるAIの利活用＞

- 知財の創造・保護・活用の各プロセスにおいて、**AIの活用が期待される領域はあるか**（発明への活用、コンテンツ創造活動における活用等）。利活用を進める上での課題はあるか。

